

平成 15 年 9 月 8 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 フ ル キ ャ ス ト
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 平 野 岳 史
(コード番号 4848 東証第2部)
問 合 せ 先 執 行 役 員 経 営 戦 略 本 部 長 久 保 裕
(TEL. 03 - 3780 - 9500)

株式の分割（無償交付）に関するお知らせ

当社は、平成 15 年 9 月 8 日開催の取締役会において、株式の分割を行うことを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 株式分割の目的

当社株式の流動性向上を図るとともに、1株当たりの投資金額を引下げ、個人投資家層の拡大を目的とするものです。

2. 株式分割の概要

平成 15 年 9 月 30 日（火曜日）付をもって、次のとおり普通株式 1 株を 3 株に分割する。

- | | |
|------------------|---|
| (1) 分割により増加する株式数 | 普通株式とし、平成 15 年 9 月 30 日（火曜日）最終の発行済株式総数に 2 を乗した株式数とする。 |
| (2) 分 割 の 方 法 | 平成 15 年 9 月 30 日（火曜日）最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主の所有株式数を、1 株につき 3 株の割合をもって分割する。 |
| (3) 日 程 | <ul style="list-style-type: none">発行日決済取引売買開始日 平成 15 年 9 月 25 日(木曜日)株式分割割当基準日 平成 15 年 9 月 30 日(火曜日)株式分割効力発生日 平成 15 年 11 月 20 日(木曜日) |

3. 配当起算日 平成 15 年 10 月 1 日（水曜日）

4. その他、この株式の分割に必要な事項は、今後開催される取締役会において決定する。

【ご参考】

1. 株式の分割により増加する株式数を具体的に明示していないのは、本取締役会決議日から分割基準日までの間に新株予約権の権利行使（平成14年4月1日改正前商法第341条の8の規定に基づく新株引受権の権利行使）により発行済株式総数が増加する可能性があり、株式の分割割当基準日現在の発行済株式総数が確定できないためであります。
2. 今回の株式の分割後の発行済株式総数は、平成15年8月31日現在の発行済株式総数を基準として計算すると、次のとおりとなります。
 - (1) 現在の発行済株式総数 44,795株
 - (2) 今回の増加株式数株 89,590株
 - (3) 増加後発行済株式総数 134,385株
3. 今回の株式の分割に際しては、資本金の増加はありません。

平成15年8月31日現在の資本金 3,284,250,000円
4. 今回の株式の分割は、平成15年11月20日に効力が発生しますので、平成15年9月期における期末予想配当金（1株につき1,500円）に対する影響はありません。なお、来期以降の配当額につきましては、今後の事業展開を総合的に勘案の上、配当性向等を考慮して決定したいと考えております。
5. 今回の株式の分割にともない平成14年4月1日改正前商法第341条の8の規定に基づく当社の新株引受権の行使価額及び付与株式数（決議日現在）を平成15年10月1日以降、次のとおり調整いたします。

銘 柄	調整後行使価額	調整前行使価額
	調整後付与株式数	調整前付与株式数
平成13年2月12日開催の臨時株主総会決議に基づく 第2回無担保新株引受権付社債の新株引受権 (平成13年4月3日付与)	100,000円	300,000円
	4,455株	1,485株

以 上